

福岡県公報

平成19年2月2日
第2637号

目次

告示(第245号—第255号)

- 市町の廃置分合に伴うみやま市の人口 (地方課) …………… 1
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (治山課) …………… 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 3
- 公共測量の実施 (土木管理課) …………… 3
- 公共測量の終了 (土木管理課) …………… 3
- 公共測量の終了 (土木管理課) …………… 4
- 公共測量の終了 (土木管理課) …………… 4
- 土地改良区の設立の認可 (農地計画課) …………… 4
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 4
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 12

- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 13
- 福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則案についての意見募集 (行政経営企画課) …………… 15
- 教育委員会
- 技能教育のための施設の指定 (教育庁高校教育課) …………… 15

告示

福岡県告示第245号

平成19年1月29日から山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町を廃し、その区域をもってみやま市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項の規定に基づき、みやま市の人口を次のとおり告示する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

みやま市 43,372人

福岡県告示第246号

平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	1106.82
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	325.39
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	1312.15
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	485.02

〃	干害防備保安林	うき は	うき は	市	0.32
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡	森林計画区	1709.46
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	425.67
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野	市	2.40
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川	森林計画区	2170.87
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	183.41
〃	干害防備保安林	嘉穂	嘉穂	町	0.08
〃	〃	宮若	宮若	市	0.11
〃	〃	飯塚	飯塚	市	0.48
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川	森林計画区	668.60
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	174.27
〃	水源かん養保安林	今川	〃	〃	1383.98
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	465.09
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川	森林計画区	399.09
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川	森林計画区	635.97

福岡県告示第247号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あいコスモス

(2) 代表者の氏名

近藤 義子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字北長田667番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、社会福祉活動や生きがい対策推進に関する事業を行い、社会を明るくし、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第248号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会
- (2) 代表者の氏名
柄澤 秀一
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡市久留米市日吉町115番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護・福祉に関わる人々に対して、技術の研鑽や質の向上に関する事業を行い、社会福祉サービスを充実させ、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第249号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人生活支援センター
 - (2) 代表者の氏名
中山 英敬
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市飯塚13番23号

- (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、すべての市民に対し自立支援をテーマに、「生活支援サービス事業」と「福祉サービス情報連携事業」及び「介護保険法に基づく居宅サービス事業」を行い、生活に必要な情報やサービスの提供及び、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献する事を目的とする。

（変更後）この法人は、「健康で明るい地域社会の実現に貢献します」を理念とし、人々の健康増進を実現するため、医療機関及び研究機関と連携し、科学的根拠に基づいた運動及び機能性食品を用いた新しい健康サービス（以下「新しい健康サービス」という。）を病診連携の枠組みに基づき構築し、全国に展開することで、地域社会の保健、医療または福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳数値地形測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区東南部	平成19年1月22日から 平成19年2月28日まで

福岡県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路地形測量業務委託）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区東部	平成18年11月31日

福岡県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区響町一丁目	平成19年1月18日

福岡県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区響町一丁目	平成19年1月18日

福岡県告示第254号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
川崎町木城土地改良区	平成19年1月24日

福岡県告示第255号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成19年2月2日から同年2月23日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

住 所 宮若市上有木1番

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 顯好

2 事業場の名称及び所在地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社荊田工場
所 在 地 京都郡荊田町鳥越町9番2号

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	1.1分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	9～10.8
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	5,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	6,000
	浮遊物質(mg/l)	—	500
	窒素含有量(mg/l)	—	100
	りん含有量(mg/l)	—	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	—	12,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	2,000
汚水量(m ³ /日)	0	4.0	

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.8分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		

工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	9～10.8
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	3,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	3,000
	浮遊物質(mg/l)	—	500
	窒素含有量(mg/l)	—	100
	りん含有量(mg/l)	—	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	—	10,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	2,000
汚水量(m ³ /日)	0	4.0	

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.85分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	9～10
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,000
化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,500	

常の値及び最大の値	浮遊物質 _量 (mg/l)	—	500
	窒素含有 _量 (mg/l)	—	80
	りん含有 _量 (mg/l)	—	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 _量 (mg/l)	—	8,000
	大腸菌群 _数 (個/cm ³)	—	2,000
	汚水量 _(m³/日)	0	4.0

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸またはアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.4分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	9～10.8
	生物化学的酸素要求 _量 (mg/l)	—	2,000
	化学的酸素要求 _量 (mg/l)	—	2,500
	浮遊物質 _量 (mg/l)	—	500
	窒素含有 _量 (mg/l)	—	80
	りん含有 _量 (mg/l)	—	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 _量 (mg/l)	—	8,000
	大腸菌群 _数 (個/cm ³)	—	2,000
	汚水量 _(m³/日)	0	6.0

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.45分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	9～10.8
	生物化学的酸素要求 _量 (mg/l)	—	4,000
	化学的酸素要求 _量 (mg/l)	—	5,000
	浮遊物質 _量 (mg/l)	—	500
	窒素含有 _量 (mg/l)	—	100
	りん含有 _量 (mg/l)	—	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 _量 (mg/l)	—	10,000
	大腸菌群 _数 (個/cm ³)	—	2,000
	汚水量 _(m³/日)	0	10.5

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.8分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		

特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	—	9～10.8
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	3,000
	浮 遊 物 質 量(mg/l)	—	500
	窒 素 含 有 量(mg/l)	—	50
	り ん 含 有 量(mg/l)	—	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	—	10,000
	大 腸 菌 群 数(個/cm ³)	—	2,000
	汚 水 量(m ³ /日)	0	0.15

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリに よる表面処理施設）		
能 力	0.8分/個		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成19年7月1日		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成19年8月31日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～26時連続 20時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	—	9～10
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,500
	浮 遊 物 質 量(mg/l)	—	400
	窒 素 含 有 量(mg/l)	—	40
	り ん 含 有 量(mg/l)	—	20

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	—	12,000
大 腸 菌 群 数(個/cm ³)	—	2,000
汚 水 量(m ³ /日)	0	0.9

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリに よる表面処理施設）		
能 力	2.0分/個		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成19年3月1日		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成19年4月31日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成19年5月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時連続 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	—	8～9
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	1,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,000
	浮 遊 物 質 量(mg/l)	—	250
	窒 素 含 有 量(mg/l)	—	25
	り ん 含 有 量(mg/l)	—	15
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	—	2,000
	大 腸 菌 群 数(個/cm ³)	—	1,000
汚 水 量(m ³ /日)	0	1.0	

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリに よる表面処理施設）		
能 力	0.9分/個 2基		

工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時連続 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	—	9～10.4
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	3,000
	浮遊物質(mg/l)	—	500
	窒素含有量(mg/l)	—	50
	りん含有量(mg/l)	—	25
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	—	12,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	2,000
	汚水量(m ³ /日)	0	0.53

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	0.1分/個 2基		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時連続 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	—	9～10.4
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	2,500

出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	化学的酸素要求量(mg/l)	—	3,000
	浮遊物質(mg/l)	—	500
	窒素含有量(mg/l)	—	50
	りん含有量(mg/l)	—	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	—	12,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	2,000
	汚水量(m ³ /日)	0	0.5

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	20.0分/個 4基		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時連続 10時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	—	8～9.5
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	—	1,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	1,500
	浮遊物質(mg/l)	—	100
	窒素含有量(mg/l)	—	20
	りん含有量(mg/l)	—	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	—	1,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	1,000
汚水量(m ³ /日)	0	1.2	

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.75分/個 2基		
工事着手予定年月日	平成19年8月1日		
工事完成予定年月日	平成19年9月30日		
使用開始予定年月日	平成19年10月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時 間欠 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物学的酸素要求量(mg/l)	－	3,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	－	4,000
	浮遊物質(mg/l)	－	500
	窒素含有量(mg/l)	－	100
	りん含有量(mg/l)	－	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	－	12,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	－	3,000
	汚水量(m ³ /日)	0	0.4

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能 力	0.8分/個 3基		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		

特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物学的酸素要求量(mg/l)	－	2,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	－	2,500
	浮遊物質(mg/l)	－	400
	窒素含有量(mg/l)	－	40
	りん含有量(mg/l)	－	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	－	12,000
	大腸菌群数(個/cm ³)	－	2,000
	汚水量(m ³ /日)	0	0.8

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） 別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）		
能 力	0.9分/個 2基		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	6～7
	生物学的酸素要求量(mg/l)	－	50,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	－	60,000
	浮遊物質(mg/l)	－	500
	窒素含有量(mg/l)	－	200
りん含有量(mg/l)	－	50	

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	—	20,000
大腸菌群数(個/cm ³)	—	50
汚水量(m ³ /日)	0	3.0

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の63イに掲げる施設(焼入れ施設)		
能 力	0.9分/個		
工事着手予定年月日	平成19年7月1日		
工事完成予定年月日	平成19年8月31日		
使用開始予定年月日	平成19年9月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	6～7
	生物学的酸素要求量(mg/l)	—	1,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	1,500
	浮遊物質(mg/l)	—	400
	窒素含有量(mg/l)	—	20
	りん含有量(mg/l)	—	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	—	200
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	100
	汚水量(m ³ /日)	0	3.0

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の63イに掲げる施設(焼入れ施設)	
能 力	36個/時間 4基	

工事着手予定年月日	平成19年8月1日		
工事完成予定年月日	平成19年9月30日		
使用開始予定年月日	平成19年10月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～30時 連続 24時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排 出される汚水等 の汚染状態の通 常の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	6～7
	生物学的酸素要求量(mg/l)	—	300
	化学的酸素要求量(mg/l)	—	400
	浮遊物質(mg/l)	—	50
	窒素含有量(mg/l)	—	5
	りん含有量(mg/l)	—	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	—	100
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	100
	汚水量(m ³ /日)	0	1.0

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の63ホに掲げる施設(排ガス洗浄施設)		
能 力	100m ³ /分 10基		
工事着手予定年月日	平成19年8月1日		
工事完成予定年月日	平成19年9月30日		
使用開始予定年月日	平成19年10月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～24時連続 16時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において当該 特定施設から排	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	6.5～8
	生物学的酸素要求量(mg/l)	—	3,000

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口 当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	総合排水処理場の排水口			
		変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度	6～8	6～8	6～8	6～8	
生物化学的酸素要求量(mg/l)	8	10	8	10	
化学的酸素要求量(mg/l)	12	15	12	15	
浮遊物質(mg/l)	16	20	16	20	
窒素含有量(mg/l)	12	15	12	15	
りん含有量(mg/l)	0.8	1	0.8	1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	2	2	2	2	
大腸菌群数(個/ml)	10	100	10	100	
汚水量(m ³ /日)	240	300	480	600	

公告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

北九州都市計画道路3・4・52号割子川岩屋線、3・3・55号二島脇田線、3・3・57号竹並芦屋線及び3・3・56号安屋椎牟田線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成19年2月26日 午後7時から9時まで

(2) 場所

北九州市立島郷市民センター（北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・52号割子川岩屋線	起点 北九州市八幡西区割子川二丁目 終点 北九州市若松区大字蟹住 主な経過地 北九州市八幡西区穴生一丁目	約10,810メートル
3・3・55号二島脇田線	起点 北九州市若松区二島五丁目 終点 北九州市若松区大字頓田 主な経過地 北九州市若松区大字畠田	約4,100メートル
3・3・57号竹並芦屋線	起点 北九州市若松区大字竹並 終点 北九州市若松区大字乙丸 主な経過地 北九州市若松区大字蟹住	約3,870メートル
3・3・56号安屋椎牟田線	（廃止する）	

(2) 閲覧

同案については、平成19年2月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び北九州市建築都市局都市交通政策課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年2月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

交通乗車服冬服上衣（防寒型） 60着

交通乗車服冬服ズボン（防寒型） 60本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月30日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年2月15日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地の手供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年2月2日（金）から平成19年2月15日（木）までの県の休日を除く毎日

<p>、午前9時00分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 場所 4の部局とする。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び受領期限</p> <p>(1) 提出場所 4の部局とする。</p> <p>(2) 受領期限 平成19年2月15日(木)午後5時15分</p> <p>(3) 提出方法 直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。</p> <p>9 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 福岡県警察本部入札室(地下1階)</p> <p>(2) 日時 平成19年2月16日(金)午前10時30分</p> <p>10 落札者が不在の場合の措置 開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。</p> <p>11 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合</p>	<p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合</p> <p>12 入札の無効 次の入札は無効とする。 なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。</p> <p>(1) 金額の記載がない入札 (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札 (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札 (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札 (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札 (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札</p> <p>13 落札者の決定方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に</p>
--	---

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成19年2月1日から同年3月5日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第4号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として、平成19年1月23日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成19年2月2日

福岡県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称

福岡国際高等学院

（古賀市舞の里3丁目4-5）

2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

星槎国際高等学校 普通科

（芦別市緑泉町5番12）

3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
印刷 株式会社エッツ

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)